

## 第 5 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年10月 9日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	高清水町民体育館			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年10月9日(木)午後2時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年10月9日(木)午後4時32分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 佑
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	遠 藤 實
	"	佐々木 幸一	"	中 鉢 泰一
	委 員	大 関 健一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	三 浦 徹 也
	"	山 田 悦 郎	"	中 嶋 太 一
	"	葛 岡 重 利	"	高 橋 伸 幸
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 藤 多 恵 子
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	石 川 正 運	"	山 村 喜 久 夫
	"	佐 藤 平 義	"	佐 々 木 昭 雄
	"	高 橋 義 雄	"	津 藤 國 男
	"	千 葉 久	"	須 藤 茂
	"	千 葉 伍 郎	"	伊 藤 竹 志
	"	太 斎 俊 夫	"	後 藤 和 廣
	"	佐 藤 幸 生	"	飯 田 明
	"	石 川 憲 昭	"	白 鳥 一 彦
	"	佐 藤 重 美	"	千 葉 和 恵
	"	佐々木 幸男	"	中 條 彦 登
	"	大 内 朗	"	佐 藤 利 郎
"	菅 原 登	"	藤 橋 俊 五	
"	小 岩 誠 二	"	鈴 木 国 雄	
"	高 橋 光 治			

欠席者	委員	白鳥英敏		
その他出席者	幹事長	大場秀也	調整第1班長	鈴木秀博
	副幹事長	佐藤重博	調整第2班長	小野寺桂一
	事務局長	鈴木正志	総務第1班員	武田利喜夫
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務第1班員	高橋良通
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	総務第1班員	千田達
	次長(調整担当)	千葉浩文	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(調整担当)	濁沼栄一	総務第2班員	伊藤大輔
	総務第1班長	千葉雅樹	計画第2班員	菅原功
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	栗原聡
	計画第1班長	高橋正淑		
	計画第2班長	菅原昭憲		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	中鉢泰一	委員	石川正運
傍聴	一般 29名 報道 3社			

## 次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 協議事項
  - 協議第13号 地方税の取扱い(その1)について
  - 協議第14号 条例、規則等の取扱いについて
  - 協議第15号 納税関係事業について
- 6 提案事項
  - 協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
  - 協議第17号 消防団の取扱いについて
  - 協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて
  - 協議第19号 消防防災関係事業について
  - 協議第20号 建設関係事業について
  - 協議第21号 新市建設計画(第1章 序論 第2章 新市の概況)について
- 7 その他
- 8 閉会

## 1. 開 会 午後2時00分

○鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日配付している資料でございますけれども、次第、それから協議会委員の名簿、それから協議第16号から第21号まで、それから前回の協議会で決定した小委員会の委員名簿とスケジュール、それからまちづくり意向調査の報告書、それから新市名称募集の中間報告という内容で配付してございます。

本日は、前回提案いたしました協議第13号から協議第15号までの資料を使用いたします。

それから傍聴の皆様も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、ただ今から第5回栗原地域合進協議会を開催いたしたいと思います。

## 2. 委嘱状交付

○鈴木事務局長 初めに、去る9月28日、一迫町議会議員選挙が行われました。今回、新たに委員となられた方、それから再任された委員さんをご紹介申し上げ、新しくなられた委員さんに委嘱状の交付を行いたいと思います。

協議会委員名簿でご紹介を申し上げます。

協議会委員名簿の16番でございます一迫町議会議長石川憲昭様でございます。

名簿番号で25番、再任されました一迫町議会議員佐藤重美様でございます。

それでは、新たに協議会委員となられました石川議長さんに委嘱状の交付を行います。

[委員に対し委嘱状の交付]

## 3. 挨拶

○鈴木事務局長 それでは会議開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第5回の栗原地域合併協議会をご案内申し上げます。各委員の皆様方、大変多忙の中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

毎月1回ずつ精力的に合併協議会を開会いたしておる訳でございますが、本当に今いろんなことで多忙の中ではございますが、きょうも欠席者なく全員の出席を見ながら協議会の開会をできますこと、これは本当にご苦労さんでございます。

このように毎日多忙な中ではございますが、その中にありまして、既に当協議会で組織をいたしました小委員会、一つは新市の名称を検討する小委員会、それから新市の事務所の位置等の決定を協議いたします小委員会、それから新市の議員の定数、それから任期、これらを審議いたします小委員会、三つの小委員会を構成いたしておる訳でございますが、これも大変多忙の中ではございますがそれぞれ小委

員会を開会いたしまして、委員長、それから副委員長等の選任をいただきながら、いろいろと協議に入っております。これらの内容等につきましては、後でまた事務局の方から詳細説明をいたさせますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお、きょうは第4回でもって説明をいたしておりました協議第13号、14号、15号というふうな三つの協議事項、これらのご審議をお願い申し上げるわけでございます。

なおそのほか、次回の協議会で審議をいたします協議第16号から21号まで、これらは後で議題に供しまして、詳細説明をいたしまして、第6回目の協議会でもってこれまたご審議を願うというふうなことにしてまいります。よろしくひとつお願ひしたいと思います。

何せ会を重ねるごとに、いろんなことに合併の協定項目、こういうものの難しさがどんどん出てきております。これらについても委員皆様方の鋭意のご努力によりまして、できるだけスムーズな協議会の中で決定をしていきたいと思う訳でございますが、なかなか議論が一致するというふうなまでにはいろんなことに時間もかかる訳ではございますが、そこをひとつできるだけ効率的に皆様のご協力を賜りまして、これらの協議事項について協議を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくひとつお願ひを申し上げる次第でございます。

なおまた、この第5回の協議会の開会場所でございますこの会場につきましては、高清水町さんの方から大変なご高配を賜りまして会場をお借りいたしました。これまた、高清水町さんにお礼を申し上げてまいりたいと思ひます。本当にありがとうございました。

以上、会長から開会の挨拶を申し上げまして、直ちに協議会に入りたくと思ひます。よろしくお願ひを申し上げて挨拶といたします。

○鈴木事務局長 それではこれより協議に入りますけれども、本日欠席届は出ておりませんが、築館町の白鳥委員さんが若干遅れておるようでございます。

現在、52名の委員さんのうち51名出席ということで、定足数に達してございます。

ただいまから協議に入るわけですが、議事進行につきましては規約に定めるとおり菅原会長にお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○議長 ただいま挨拶で申し落としをいたしました。一迫町から新たに選出賜ってまいりました、今委嘱状を交付いたしました石川議長さん、それから佐藤委員さん、これまたひとつよろしくお願ひ申し上げてまいりたいと思ひます。

それでは、ただいま事務局の方から定足数についてご報告がありました。

直ちにただいまから第5回栗原地域合併協議会の開会を宣言をいたします。

本日の会議日程は、お手元に差し上げております次第に従いながら進めてまいりますので、よろしくお願ひを申し上げてまいりたいと思ひます。

#### 4. 会議録署名委員の指名

○議長 それでは、4番目の会議録署名委員の指名についてを協議議題にいたします。

例によりまして各町村会議長の方から指名することにしてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長　ご異議なしと認めます。それでは指名いたします。

花山村の中鉢泰一さん、それから築館町の石川正運さんの2名を指名いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

#### 4. 協議事項

○議長　それでは次に、協議事項に入ります。

協議事項は、協議第13号から協議第15号まで、三つの協議議題がございます。これらは既に第4回の際に説明をいたしておるものでございますので、直ちに審議に入ります。

##### 協議第13号 地方税の取扱い（その1）について

○議長　それでは、協議第13号 地方税の取扱い（その1）についてを協議議題にいたします。

これは、資料は第4回の際に皆さんのお手元にご配付しておりますので、今回の資料にはございませんので、前回の第4回の資料をひとつ見ていただきたいと思います。

協議第13号 地方税の取扱い（その1）について次のとおり提案するというので、地方税の取扱い①から⑧まで、事務局の方から説明をしておったとおりでございます。

このことについてご質疑等ある方、お願ひしたいと思います。高清水町の佐藤さん。

○佐藤幸生委員　高清水の佐藤でございます。

この地方税の個人町村民税の扱いについてでございますが、合併と同時に均等割の「2,000円」を「2,500円」にするということについてでございますが、この件につきまして、合併の将来構想の議論の中で、サービスは高い方に、負担は低い方ということを原則としてというようなご説明があった訳でございます。この税の問題についてはそのサービスとはまた異なるものだと解釈はいたしておるところでございますが、合併と同時に均等割の「2,000円」を「2,500円」にするということになりますと、住民感情からしましても合併のスケールメリットを生み出すこの合併の目的が、とかくすると負担の増になってしまうというような住民からの異論も出やしないかという感じがいたすところでございます。

そこで、2ページ目の①の特例、地方税法第310条の規定の特例です。この特例を運用いたして、特例ではない参考資料です、失礼しました、2ページ目の裏の参考資料の合併特例法第10条の規定による特例で、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って不均一の課税をすることができるかとされております。この5年度に限ってということの適用をいたすことはできないのかということについて、お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○議長　それでは今、高清水町の佐藤委員から質疑がございました。これに対しまして、事務局の方から答弁させます。事務局。

○濁沼事務局次長　それではお答えをいたします。

一つは、「2,000円」を「2,500円」という金額の部分でありますけれども、これは地方税法の定めによって、今までの2,000円の部分ですが、これは町村の人口規模によつての標準税率が2,000円という金額でありました。

今度、新市になりますと、人口5万人から50万人未満の市については標準税率が個人町村民税については2,500円という金額になります。この金額でありますけれども、県内の仙台市を含めて10の市がございます。仙台市は100万人を超えておりますから、これは3,000円の標準税率を使っておりますし、それ以外の5万人以下の市の白石市、それから角田市、それから岩沼市については2,000円、それ以外についてはすべてこの人口要件にあります標準税率の2,500円を定めております。

それから、不均一課税の問題であります。不均一課税の部分につきましては、郡内の関係町村が課税しております税率が違っている場合に、考え方として不均一課税を使うという部分ではありますが、ただこの均等割につきましてはすべて10カ町村、現在2,000円の金額を採用しております。この部分を先ほど言いましたように5万人以上50万人未満の市の標準税率2,500円にということでありますから、これは既に10カ町村の既存の税率が標準税率を適用して2,000円という標準税率を適用しております。この部分を新市においても、税法の標準税率を使うということで2,500円というふうに定めてあります。でありますから、不均一課税をこの個人町村民税に適用するのはいかがかなという感じがいたします。

○議長 佐藤委員さん、よろしゅうございますか。（「はい」の声）

次、いいですか。はい千葉委員。

○千葉伍郎委員 今、高清水町の佐藤さんから出ました均等割のことですが、税法上猶予がされるということであれば、それはどこの町村が、どこの市がどうであろうと、この栗原では取り入れられないのかという質問だと思うんです。それが、どういう議論が事務レベルで行われたのかというのがポイントになる訳です。いわゆる合併することによって、「2,000円」が「2,500円」になるというような、単純に物の処理をされる可能性がありますから、そのところは今言った2,000円から標準の2,500円にするだけですよというだけでは、私は説明不足ではないのでしょうかと、こういう言い方だと思っているんです。ですから、私はそこはもう少し詰めてお話をいただきたい。

それから、細かいことで申し訳ないんですが、④の軽自動車税の取扱いについてであります。これはちょっと調べてみますと、花山村、栗駒町は、納期の最初が4月11日になっています。鶯沢町、金成町、志波姫町は5月の徴収になっている。それから、その他の5町村は4月15日ないし16日からということになっておまして、それを今回、4月16日にしたいという提案であります。

そこでお尋ねをするんですが、私も納税の方お世話をしているんですが、これは月末に納めるためにはできるだけ早目に関係する納税組合等々に送付をして、準備体制を整えていただくという意味からすれば、期限を狭めるのではなくて、少なくとも最大限頑張ってやっている一番長い4月11日になぜできないんでしょうか。今言ったように2町、やっている訳ですよ。下に倣うのならどこの町村だってやるんです。それをなぜこの11日を16日に変更せざるを得ないのか。どういう議論の経過になっているのか。くどいようですが、私も今言ったように納税組合の事務作業をしておりますと、1日でも早い通知が欲しい訳です。そういう立場からすれば、私は5日間とはいえどもこの期間を変更した理由をしっかりと聞いておかななくてはならない。ならば11日にしてほしいという気持ちであります。

もう1点は、8番の特別土地保有税についてです。築館町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとするという文言になっておりますが、築館町の場合を見ますと、基準面積が5,000㎡、

そして5,000㎡以上の土地所得者というような形で調整をするというようなことになると思うんですが、言ってみればこの面積基準、土地取得者の基準、この5,000というものを残さないで調整をするということなのか、この土地保有税の築館町の例によるというのは、全くここに書いている築館町のやり方をそのまま書き写しにするというふうに理解をしいのかどうか説明してください。

○議長　今、千葉委員から質問がございました。

まず、1点については高清水町の佐藤委員のものをもう少し詳しくということですが、議論があったかということ。

あと2番目、3番目、これはまた別な問題です。納期、それから保有税の内容。事務局の方で、今まで幹事会でいろいろと論議した内容について説明してください。

○濁沼事務局次長　それでは、不均一課税をどうして選択できないかという理由をまずご説明したいと思います。

これは、不均一課税をすることができる場合の例を逆に説明させていただきます。これは合併に伴うの関係であります。ちょっと読ませていただきます。

合併関係市町村の相互の間に、地方税の賦課に関し著しい不均衡がある場合、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠く場合と認める場合は不均一課税ができるという部分が一つであります。

もう一つは、市町村の合併により、継続した財産もしくは負債の額について、合併関係市町村相互の間に著しい違いがあるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが均衡を欠くと認められる場合という部分で、先ほどのご質問の内容からいきますと、既に10カ町村が同一の2,000円という税率を適用しておりますから、不均一課税については、この二つの項目からいってもすることができないという部分かと思えます。

それからもう一つは、軽自動車の納期の関係であります。これは、前回でもご説明をさせていただきました。

まず、一つは4月にどうしてとったかという部分については、納期が他の税目と重複しないようにという部分が一つであります。

それから今のご質問の4月11日、これは栗駒町については4月11日から4月30日までが納期であります。築館町の例になる部分は4月16日から4月30日までであります。そうしますと、5日間の納期、遅い期間での納期設定ということになります。これはどうして5日間遅くしたかという部分になりますが、これは前に提案いたしました資料を見ていただければ分かりますが、4月11日からの納期を設定している町村は、栗駒町と花山村の2町村だけあります。4月16日からの納期を設定しておりますのが築館町、若柳町、高清水町。一迫町については4月15日からあります。それから、瀬峰町、この四つの町村が4月の納期については4月16日からを設定しているということで、これは専門部会の中でもいろいろ議論しまして、やはり一番納期設定をしている町村の多い4月16日からの納期設定が望ましいのではないかと。ただ、この場合に栗駒町は4月11日でありますから、4月16日を設定しても、これは納期が4月ということで他の税目とは納期が重ならないという部分で、5日間遅くしても、これは納税に大きな影響は及ぼしてこないだろうという考えで、築館町の4月16日の例をとらせていただきました。

それから、築館町の例に倣うという部分ですが、土地保有税の関係であります。

この部分につきましては税率、それから面積要件すべて築館町の例によるという部分であります。これを整理しますと、税率については保有部分1.4%、それから取得分の税率については3.0%、基準面積については5,000㎡以上の土地を取得した場合ということで、すべての要件について築館町の例に倣うという部分になります。

○議長 よろしゅうございますか。はい千葉委員。

○千葉伍郎委員 ちょっと、下の8番の土地保有税からもう1回聞きます。

説明が、意味がちょっと納得できません。今ここにありますように、税率はもちろん税法で決まっている訳ですから、この見直し、築館町の基準でいくというのは5,000、5,000のベースは崩さないんですね。なぜかという、瀬峰町の場合は1万㎡以上土地を取得した時、あるいは一迫町と瀬峰町、それから高清水町は1万㎡になっているんです。これが結局、全部築館並みにしますと5,000、5,000ということになりますよ。これをこのままそういうふうに応用するという意味なんですかと。そうしますと倍ですから。該当町村のそうしたいきさつ経過があるでしょうから、倍以上の問題がここに生じてきますから、このままでいいんだろかというのが一つです。

それから軽自動車の納期の関係で、しつこいようですが、4月11日と4月16日で、たまたま4月16日が圧倒的に多い町村があるからそれにしたんだと、これはそれなりの理屈はあるでしょう。4月11日に繰り上げる、範囲を広げることが該当町村で、他の今まで16日の町村が11日に事務作業はできませんと。だからそうするんですということなのか、たまたまやっているところが4月16日が多いからやるんだというだけでは理由にならないですよ。先ほど言ったように4月11日付で切符を発行する訳ですから、少なくともうちの方は68%納税組合に加入率があります。そういう状況から申し上げますと、各組合長に1日も早い納付書が来ていただくというのは、それだけ納税をする際の事務作業に余裕ができますよ。それに4月15日ないし16日になっている町村は、それに上げられるような事務作業ができないんですか。できるんだったらやっぱり4月11日でやってほしいと、私はそういうふうな理解をしています。くどいようですが、たまたま4月14日ないし15日、16日が多いから4月16日で合わせたんですという答弁に私は聞き取れたものですから、それでは足して2で割ったよりももっとひどい。そのように私は思いますので、もう少しその辺の詰めた話を聞かせてください。

○議長 いいですか。

○濁沼事務局次長 土地保有税の関係は、先ほどご質問されたとおり面積は5,000㎡であります。

それから、軽自動車税の納期の関係ですが、これは課税客体を4月1日現在で押さえて課税をするという部分になります。4月1日で押さえますと、それから納付書を発行して、いろいろ事務作業を進めるという部分がありますが、これは11日だと日程的に課税客体を4月1日現在で押さえてから納付書を送付すると、非常に事務的に期間が少ないという部分で、16日に設定したものであります。

あともう一つは、先ほどの各町村が16日に設定している部分が多いというのも一つの判断であります。間違いのない納付書の送付という事務手順の処理の流れから16日に設定したものであります。

○議長 はい、もう1回千葉委員。

○千葉伍郎委員 そういう意味で、4月1日現在の客体を確認をした後事務作業をする、そして正確にするために11日より16日がいいというのは理屈的には理解はいたします。そうであるならば、



では納期の最後も今言ったように、さまざまな納税組合等々の手順を踏まえておる訳ですから、そういう状況からすれば納期がもっと、半月ではなくてそのところを設けないと滞納の取扱いになってしまうのではないのでしょうか。余り納税組合の関係のない町村はそういう言い方をしても済むのでしょうか。納税組合を組織をしている実態からいきますと、今言ったように日にちが詰められるという、事務的には11日より16日がいいというのは分かりました。そうしますと、期日の問題をこの10カ町村の例から見ますと、5月16日もあったわけですから、少なくとも発行してから1カ月ぐらいというような形で納期期限を設けなくて、逆に詰めた分だけ早く納めろというような形でするのは、行政としては余り親切なやり方ではないというふうに私は思いますが、その辺はどのように議論をされて4月30日ということになったのか、もう1回聞かせてください。

○議長 事務局、答弁できますか。

○濁沼事務局次長 これは前回の提案理由の中でも説明をさせていただきました。各税目ごとの納期の設定については、個人町民税、それから固定資産税、軽自動車税、この三つの税目の税を納期を重複させないという考え方であります。町村民税については6月、8月、10月、12月であります。固定資産税については5月、7月、9月、11月であります。軽自動車税については、他の二つの税目の納期と重複しないということで4月を設定いたしました。以上です。

○議長 ここで会長から申し上げますが、今、2,500円の均等割から始まりまして、軽自動車税の納期、それから土地保有税の課税客体の5,000㎡、このことで質問がございました。2,500円の均等割、これは新市になって市民になったということからすると2,500円の納付になる。500円は増額になる訳でございますが、これは地方税法の標準税率でもって決めたということでございますので、この2,500円についてはよろしゅうございますか。（「はい」の声）

それから納期でございますが、これも会長の考えからすると、栗駒町では11日から、確かに4日間多い納期をもって整理をしておったということでございます。しかし他の町では15日から、納税組合それぞれ各町村で有ります。その半月間で整理をして、納付をしていただいていたということでございますので、このことについても築館町の例によって15日から月末まで、月を超さないということで納期を定めていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。（「よし」の声）築館町は16日が軽自動車税の納期ですから1日だけ早くなるわけですが、これもよろしゅうございますね、そういうことで。（「よし」の声）

それから、土地保有税の課税客体5,000㎡、これも2町村が10,000㎡となっておりますが、このことについては5,000㎡として新市でもって、（「会長、そのことについてちょっと質問があります」の声）はい。ではもう1回、5,000㎡の土地保有税。

○高橋光治委員 土地保有税の関係なんです、私はすっからは分からないんですが、これは土地事業の抑制という政策目的のために設けられた市町村の税金だというふうに私は思っているんです。それでこれを勉強しますと、一定の面積以上の土地所有者や、それから所得者に対して課税をされるものであって、5,000㎡というのは都市計画区域内の市町村は5,000㎡以上、その他の市町村は1,000㎡以上の土地に対して課税されるという標準があるようですが、これとは違うのですか。私はちょっと書き物を持っているんですが、4町村が10,000だとか6町村が5,000だとかというのではなくて、昭和48年に創設された税そのものの基本原則が都市計画区域内は5,000、それ以外

は10,000、極端な言い方をすれば指定都市は2,000と、こういうふうに決まっている。これとは違うのですか。この点、ちょっと教えてください。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 今のご質問があった、そのとおりであります。

都市計画区域を持っている町村については5,000㎡以上、都市計画を持っていないところは10,000㎡以上という部分になります。でありますから、例えば築館町、栗駒町、若柳町等については5,000㎡以上という部分です。

新市においてであります、これも当然新市の中に都市計画区域を持つという部分でありますから、5,000㎡以上となります。

それから、この土地保有税の関係、創設された経過については、今ご質問があったとおりであります。ただ、この土地保有税につきましては、地方税法の改正によって今年度より当分の間、課税を停止するというようになっておまして、今年度から土地保有税が課税になっている町村はありません。ですから、新たに課税をするという部分も発生しないというふうに理解をいたします。

○議長 高橋委員。

○高橋光治委員 でありますから、混乱するようなことではなくて私分らないんですよ。分からないんですけども、市になったら、これは都市区域内になるから5,000ということの範囲に入るのだという説明の方が私は正しいのではないかと思うのですが、私は説明員でないから何もそんなことを言う必要はないんだけど、違うのですか。その辺をはっきりしていただかないと、この花山村の1万だとか、金成町の5,000だとかという議論にばかりになってしまうのではないですか。もう1回ちょっと、皆さんに分かるような説明をした方がよろしいんじゃないかと思うんですが。私持っているこの税制用語辞典、うそなんですか。ちょっとここだけはっきりしてください。

○議長 それではもう一度、事務局答弁してください。

○濁沼事務局次長 今、ご質問されたとおりであります。

○議長 よろしゅうございますね。（「はい」の声）

それでは、そのほか質疑ございますか。この協議第13号 地方税の取扱い（その1）について、よろしゅうございますか。（「もう一つ」の声）はい、高橋委員。

○高橋光治委員 ⑦の入湯税の関係であります。これ、説明のときにもお話をしましたので、させていただきます。

我が町には延年閣というのがありまして、入湯税、金成町は100円ということになってございます。負担は低い方への原則で、栗駒町の80円という方に従ったという内容で前回は説明いただきましたのでそれは理解しますが、今後もこのように税などの負担は、低い方へ押しなべて設定をしていくという原則ということで理解してよろしいかどうか。この点をお尋ねします。

○議長 事務局、いいですか。答弁。

○濁沼事務局次長 それでは、入湯税の部分です。先に考え方の前に、入湯税の部分をちょっとだけ説明をさせていただきます。

入湯税は、これも地方税法が定める1人1日150円というのが基準であります。ただこれは、宿泊の場合についても考え方として1日というとらえ方の中で150円と、ほとんど県内町村、入湯税を設

定しております町村は22市町村ありますが、宿泊については150円、すべての町村が設定をしております。ただ日帰りについては、加美町等についてはすべて日帰りについても150円という設定をしたようであります。それから加美町除きでは、高いのが白石、蔵王、川崎等々と金成さんも含めてですが、税法的には金成さんも日帰りは今は100円、宿泊150円という部分で、一番低いところが松島が日帰り50円という部分がありますが、それを栗駒の例に倣って80円にするという部分であります。

それから、税の負担の基本的な考え方ではありますが、これは確かに負担は低くサービスは高い方という部分の大前提がありますが、これをそのすべての税目について低い方に合わせていくという部分は、方向としてはそういう方向で調整、努力しておりますが、物によってはそうできない部分が発生するだろうと思います。例をとらせていただきますと、国民健康保険税なんかについては郡内町村で税率の格差があります。これを低い税率を適用した場合に、国保会計が崩壊するという部分等も発生が考えられますので、基本的には低い方を基本としながら調整をしていくという部分であります。ただ、どうしてもできない部分については、それ以外の選択肢を選択しなければならない場合も発生するものかなというふうに考えます。

○議長　よろしゅうございますか。

○高橋光治委員　会長、もう1回お願いします。

入湯税の関係は、我が町ばかりではありません。我が町は第三セクターでありますから、入湯税で入ろうが、料金で入ろうが、大体同じような状況になります。民間があると、この入湯税が高い低いというのは相当経済効果によって違うだろうというふうにも思っております。この点を含めまして、私は金成町も入湯税の関係は見直しをして欲しいということで、町長に迫っているということでこの間もお話をしましたが、そういう意味は、逆に言えば第三セクターの健全経営をやるためには、入湯税を抑えるということが必要だという基本原則に私は立っているんです。そういう意味合いですから、ここに決められた中にでもこの間に改正を、私は1人の議員として町長にもっと迫りたいというふうにも思っているものですから、そういう意味合いを持ってこうしたものですから、逆に固定をするような格好ではなくて、全体的には見直しをすることもあり得るのかなということで、そこだけはどうか確認をさせていただきたいということです。

それから今回、税のその1であります。この中で全町村にかかわりのない税で出してきたのがこの入湯税だけだと思います。今後は、その2やその3があるんですが、私はなぜこの入湯税だけがその1で出てこなければならなかったのか、何か理由があるのかどうか。この点をお聞かせをいただきたい。

○議長　事務局、いいですか。

○濁沼事務局次長　多分、お分かりだと思いますけれども、入湯税は目的税であります。これは、皆さんからいただいた入湯税の用途は目的税で、用途が決まっております。そういう部分で皆さんからいただいた入湯税を目的のとおりいろんな、例えば観光の整備とかそういう部分に向けていくということで、最終的には皆さんに還元するという部分であります。

それから、その1でどうして入湯税をここに上げてきたかという部分ですが、後日その2として提案します内容は、いろいろ調整に問題を含むという部分であります。一つは国民健康保険税、それから水利地益税、そういう部分でこれは時間をかけて、例えばこれは税務部会の部分になりますが、その2の

問題については他の部会にも絡んできて、複数の専門部会の中で調整をしていかないと方向が見出せないという部分で、それらをその2にしたものであります。でありますから、入湯税については税務部会の中だけで方向性が決定できるということで、今回提案をさせていただいております。（「了解」の声）

○議長 はい、ありがとうございました。

それでは、協議第13号 地方税の取扱い（その1）については、ただいま協議事項として提案いたしておりますが、提案事項のとおり決定することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 はい。それでは異議なしと認めます。協議第13号 地方税の取扱い（その1）については、協議どおり決定することにしてまいります。

#### 協議第14号 条例、規則等の取扱いについて

○議長 続いて、協議第14号 条例、規則等の取扱いについて。

条例規則等の取扱いについては次のとおり提案するというので、内容については説明をしておいたとおりでございます。このことについてご質疑等ある方、お願いします。ございませんか。

（「なし」の声）

○議長 はい。なしという声がございます。

それでは、協議第14号 条例、規則等の取扱いについては、協議どおり決定することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 はい。異議なしと認めます。協議第14号 条例、規則等の取扱いについては、協議どおり決定してまいります。

#### 協議第15号 納税関係事業について

○議長 続いて、協議第15号 納税関係事業について。

納税関係事業について、次のとおり提案するというので、1から3まで協議事項として提案してあります。このことについては前回の協議会でも、いろいろご意見が出たわけでございます。引き続き再度、ご質疑等ございましたらお願いしたいと思います。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 この納税関係事業についてであります。

全体の流れとしては、納税組合の社会的役割については評価はしております。評価はしておりますが言葉だけであって、その他の条件を切り下げていくという内容のもので、言葉がちょっと過ぎるかもしれません。

②のところ具体的に尋ねをしますが、社会的役割が大きいと思われるのでということで新市に引き継ぐということは、この補助金、助成金、奨励金については、見直す方向で調整をするのだということは、上の①との関係も含めて前向きに検討をしていくというふうに理解をされているのかどうか。この住民税特別徴収、いわゆる給与天引き者の取扱いは、最近恐らくやっていないと思うんですが、古い私たちの町村でも勤労者の団体に対しては、補助金も以前に出した経過がございます。そういうもの

は、給与天引きの事務作業をしていただいているということなども踏まえて、今はやっていないはずですが、やっていた経過がございます。ただ、このさまざまな納税組合の、あるいはこの奨励金のものが裁判ざたになりまして、最近全国の風潮としては、確かにこういう前納奨励金方式というものは裁判で負けておりますから、全体の流れとしては理解しない訳ではないんですが、ここであえて給与天引き者との均等を欠くのだと、こういう表現で廃止の方向でいくということ、もう決定づけているわけです。

先ほど来から言いますように、きょう私も納税組合の代表会議の資料を持ってきているんですが、本町の場合は全体全町で68.4%、高い地域によっては92%、91.6%という組織率を持っている地域が、地域というのは旧町村です、旧町村に対し6町村のうちの2町村は92%、91.6%ということで、ほとんど全戸加入なんです。納税組合の果たす役割なんていうのは、頭の中では描けないような状況です。

一方、都市部における、例えば地名を言って申し訳ないんですが、岩ヶ崎だとか、鳥矢崎だとかは50%、54%の組織率で、そのことをしますと滞納率が問題になってきている訳です、今。そしてそのために特別プロジェクトをつくって税務対策をやっている訳です。超過勤務を含めてみんなやっているんです。その金なんかを見たら、私は既存の納税組合にささやかな奨励金をやっていることが、そんなに障害になるんだろうか。言葉では納税組合の位置づけを評価をしていますが、今の制度そのものを改定、さまざまな工夫をしながらも、現行支えているこの納税組合の育成強化に向けてやっぱり前向きに検討するというような回答を私はいただきたいと思うんです。終わります。

○議長 この納税組合のあり方について、前回の協議会でもいろいろと質問が出ました。

実は、先日行われました町村長会議の際にも、この納税組合の事業についていかがかということ、いろいろと話し合いをいたした訳ですが、結果については、しからばどのようにするというものではございませんでしたが、まさしく納税組合、これはなければならない大切な組合でもございますし、自主的な組合とはいえ市になってもこれは当然、納税確保のためには大切にしていかなければならないということだけは話し合いをいたしました。そういうことからすると、これは決して減額をする方向ではなしに、やはり納税組合の育成、助長をするためにも、新市になってもやはり今の納税奨励金を廃止してもそれに見合う程度の補助金というものは出していかなければならないのではないかといったような話がありました。

その額をどうのこうのというところまで言いませんが、今お話ししたように、納税組合に対する奨励的な問題は、新市になっても決して今まで以上のといいますか、今まで取扱ってまいりましたものよりは低額にしないで考えていくというふうな方向で、これは進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

はい、どうぞ。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 私も、先ほど栗駒町の千葉委員さんからのご質疑にございましたように、やはり納税組合というものは、日増しにこういう非常に厳しい時代に入っておるだけに、非常にこれからこそ、この組織の中身を高めていって未納者を防いでいくということが、実質的には税務行政に携わる職員の負担軽減にもつながるし、滞納の軽減にもつながると。そうした観点から、ただいま会長から答弁がございましたように、会長の答弁の文言を適正に、短絡的にここに挿入をすることができないんですか。

○議長　ちょっとお待ちくださいね。今、事務局と協議します。

それでは、事務局の方から再度説明をいたさせます。

○濁沼事務局次長　それでは、ちょっとだけ説明をさせていただきます。

奨励金の部分でまず確認していただきたいのは、二つあるという部分であります。

一つはこの①番の前納報奨金、それから二つ目は納税組合に対する補助金の部分であります。

それで前納報奨金、これは前の部分です。これも税法の定めがあって、納期前に納付した税額の10分の1に納期前に係る月数を掛けた部分が、その範囲内で交付することができますよという部分です。具体的に言いますと、1期から例えば全部の切符が出たときに、1期の納期内に全ての1年分の税金を1回に払ってしまうという部分です。その場合に割引がありますよという部分です。この部分を新市においては廃止の方向で調整をするという部分であります。

なぜ、廃止の方向で調整をするかという理由であります、これは前にもお話をいたしました。前納できる方については、比較的生活に余裕のある方だろうと。

それから二つ目は、住民税を特別徴収で給料から差し引かれて納めている方については、この制度を選択できないという部分であります。それからこの税法は、この範囲内で交付することができるという部分であります。

これは全町村、県内に69市町村ありますけれども、45の町村でこれは廃止されております。率から言いますと65%の自治体において、この前納奨励金は既に廃止がされております。こういうことを踏まえて、これは新市において廃止してもいいのではないかということが税務部会の調整内容でありました。

それから、納税組合に対する補助金、奨励金の関係であります。

この部分については、見直す方向で調整をするという調整内容になりました。この具体的な内容ですが、見直すという部分については先ほど会長が言ったように、廃止をするという部分だけではありません。存続を含めて検討をしていくということでもあります。ただ、もし存続する場合については、これは先ほど千葉委員さんからもお話がありました現行の交付、これは納付の何%という部分で奨励金を交付している町村が多いんですが、これは平成10年になってから小田原市、それから嵐山町ですか、この二つの自治体等々で住民訴訟が出まして、これは法的に違法であるということが判例の中で示されました。これはやはりこういう判例が出ますと、この納税組合に対する奨励金の交付の仕方、現在の仕方については廃止せざるを得ないのかなという感じがいたします。ただ、これは現行の交付制度の仕方が問題があるという部分でありまして、先ほどお話が出ましたように納税組合、解散してしまいますと当然税の徴収率に結びついてくるという部分、それからもう一つは各地域の現在の納税組合の活動内容から言いますと、納税もさることながら、各地域地域のコミュニティの部分、それから地域づくりを担っている部分、その奨励金でそういう活動に使っている納税組合が数多くあります。これを一度に廃止してしまうと、やはり新市の地域づくり、小さい部分での地域づくりに大きな支障を生ずるだろうという部分で、これは交付の仕方を変えながら、やはり小さい区割りの中で活動費補助金等なるものを、これは新たにつくり出していく必要があるだろうということでもあります。

そういう部分を含めて、先ほどこれは廃止の方向ではなくて、出し方としては奨励金としては廃止せざるを得ないというふうに思いますが、ただこれもすべて税法でだめだよということではなくて、組合

の必要な帳簿類の購入や事務所の使用料、その他どうしても納税に欠くことのできない事務費については、これは予算内で交付するのは違法ではないよという部分がありますから、この範囲内での交付をして、それからやはりそれに変わる別な内容でのそれに見合うような補助金等が必要だろうということ考えております。

具体的にどういう内容で出すかということについては、これからの協議に検討になるだろうというふうに思います。

○議長 はい、佐藤委員。

○佐藤幸生委員 税務担当の総括としてそういう意見が出たと思うんですが、私きょう細かい数字は持ってこなかったんですが、本町の場合でも前納奨励金、いわゆる6期あれば一番最初にだんと納めて資金運用をするという金がかなりの額になっています。これは借入金をしないでやるためにはありがたいお金なんです。財政当局からすれば、財政の担当者からいけば、前納奨励金で一時的に一定の時期に入ってくるというお金は、借入金をしないで済むという、裏を返せばそういう条件もあると。うちの方の正確な数字をきょう持ってこなかったものですからご披露できませんが、かなりの額であります。そんなことも踏まえて言いますと、単に給与所得者が月々にしか取れないから、均等を欠くから前納奨励金はしませんよ、あるいは金持ちの税制ですからこれはしませんよというだけではない状況があるのではないのでしょうか。もし、そういう認識が欠落しているとして税務担当の職員の皆さん方がそのことだけ議論しているとすれば、私はちょっといただけない議論です。ですから先ほど会長が集約した話で、私はそれを上回るような回答したわけ。いわゆる納税組合の育成を、強化をしていくんだという視点は失いません、少なくとも現行以上に前向きに検討していきましょうやというぐらいの集約をしてもらわないと、何を見たって後からの答弁を聞いたら、会長の答弁よりずっと下ですよ、もう。これは集約にならないですよ。会長の答弁の説明にならないです、これは。こんなことをやっていったら、市になるだけにコミュニティがそれでなくても周辺町村を中心にしてコミュニティがなくなっていくときに、こういうせっかくできているコミュニティの組織の育成強化をしていくというのは基本的に認識してもらわないと。合併というものはそういうものだということを、やっぱり認識してもらって協議をするというのが私は大前提だと思うんです。ですから私、余りくどいことは言いませんが、事務当局に総括をさせるのではなくて、答弁させるのではなくて、会長があそこまで言ったんですから会長がきちっと言って、あとは取扱いをしてください。

○議長 はい。前納奨励金は交付をするとなると、新市になった場合、今まで交付をしておらない町村にも該当してくる訳です。ですからこれは廃止の方向で検討するというので、ひとつお認めを願って、問題は納税の奨励補助金と。今町村の内容を見ますと、納期内に納付した組合については100分の2.4、一番大きいのが納期前納付100分の2.4というのは鶯沢町さん、それから100分の2.0が高清水町さんです。ですから、このような100分の2.4という最高額に相当するぐらいの補助金をみんなに出すというのであれば、これは問題はないと思いますが、いずれそれらを勘案いたしまして、納税組合に奨励金として今後事務費なり、そういうもので交付をするというふうな方向で検討させていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、そのような内容で納期前納付100分の2.4というのが栗原郡で最高です。その最高

率を使うかどうかはまた別として、できるだけそれに沿うような奨励金を出すというふうな方向で検討させてまいります。よろしゅうございますね。

(「はい」の声) はい、ありがとうございました。

それでは、協議第15号 納税関係事業については、ただいま会長が発言をした内容を会議録にきちんととどめて、これらの協議内容で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「よし」の声)

よろしゅうございますね。それでは以上のとおり納税…、はいどうぞ、石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

③のいわゆる口座振替手数料についてですが、これを見ますと10円と15円と4町ずつに分かれています。よろしゅうございます。郵便局についてはどこの町村も10円という手数料でございます。統一する方向で調整をしますとありますけれども10円と15円が4町ずつあるんですが、どこに統一をしようとしているのか、案があればお聞かせをいただきたいと思います。

この際できれば、いわゆる郡内一つに、市になるわけでありまして、今10円、15円なんですが、10円より下がらないのかどうか。この辺も含めた考え方をお聞きしたいと思います。

○議長 事務局、答弁。

○濁沼事務局次長 これは、関係金融機関との協議が必要になってきます。考え方としては一番低い金額の方で関係機関と調整をしていきたいというふうに考えております。

○石川正運委員 低いと言われますと10円ですよ。いわゆる先ほど言いましたように、今度は市になってかなりの金融機関とのそういう取引と申しますか、大分ふえると思うんです。そういう中で10円と限らず、もう少し低い額に金融機関との交渉はできないものかどうか。10円というのは何か法的にあるのかどうか。その辺、もう一度お願いします。

○議長 どうぞ。事務局。

○濁沼事務局次長 10円も含めてそれ以下で、なるべく低い金額で持っていきたいというふうに調整を重ねていきたいと思っております。

○議長 よろしゅうございますか。それでは、そのような方法で調整をさせていただきます。

それでは協議第15号 納税関係事業については、以上のとおり、協議どおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい。それでは会長の話を会議録にとどめた内容で、納税関係事業については協議どおり決定してまいります。

以上で、本日の協議事項は終わりました。

## 6. 提案事項

○議長 続いて、6 提案事項に入ります。

提案事項は、協議第16号 議会農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてから、協議第17号 消防団の取扱いについて、協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて、協議第



19号 消防防災関係事業について、協議第20号 建設関係事業について、協議第21号 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）について、以上の6カ件の協議事項でございます。

これを一括議題にいたしまして、協議内容等に従いながら事務局から説明を求めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

今、3時6分ばかり過ぎました。これを15分まで、10分間休憩します。

午後3時06分 休憩

午後3時15分 再開

○議長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、6 協議事項についての提案事項、協議第16号から21号まで一括協議議題といたします。

内容の説明をそれぞれ協議事項ごとに説明をいたさせます。事務局、説明願います。

#### 協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

○千葉事務局次長 それでは、協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明させていただきます。

協議第16号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整案でございます。

10町村の農業委員会は、平成17年7月19日までは、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、新市の農業委員会として存続する。

その後1つの委員会を置き、選挙による委員の定数については40人以内とする。

なお、選挙による委員定数及び選挙区設置については、附属機関に付託し、協議会で決定するという調整案でございます。

資料の方のご説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。

農業委員会の定数ということで選挙による委員、それから選出委員の定数及び現員数を載せてございます。選挙による委員につきましては、関係町村の合計で定数が108人、現員数が107人となっております。

2番目の農業委員会の任期ということで、各町村の農業委員さんの改選日、任期満了日を載せてございます。任期満了日につきましては、一迫町、金成町を除いて平成17年7月19日となっております。調整案の平成17年7月19日までは新市の農業委員会として存続するとした部分につきましては、合併後設置選挙を行うと農業委員会の設置までには空白期間ができてしまい、職員の配置もできな

くなります。住民に直接関係する許認可事務が滞る可能性があるということと、それから年度末、年度始めという時期を考えると各種手続が煩雑でございます。また、選挙人名簿の告示が3月末ということなどを踏まえすと、ある程度の在任期間を設ける必要があるのではないかとございまして、7月19日といたしましたのは、8町村の任期によるものでございまして。

三つ目の農業委員会の選挙委員の定数の基準といたしまして、関係町村の区域面積、それから農地面積、基準農業者数、選挙人名簿の世帯数、農業生産法人、被選挙人人数を載せてございまして。郡内の総区域面積につきましては8万638ha、そのうち面積は1万8,785haとなっております。

それから、四つ目といたしまして農地法の届け出処理件数、平成14年度の実績ということで載せてございまして。第3条から第20条までの処理件数でございまして。総件数といたしまして792件というふうになってございまして。

2ページ目でございますが、2ページから4ページにつきましては、関係法令の抜粋資料になります。

まず、2ページ目でございますけれども、農業委員会の設置ということで、農業委員会等に関する法律第3条、それから第34条を載せてございまして。

第34条では、廃置分合が行われる場合、合併前の町村に設置された農業委員会の区域を新市における農業委員会の区域とすることとなる場合には、農業委員会はそのまま存続すると。従前の農業委員及び職員は、引き続き存続する農業委員会の委員及び職員になるということになってございまして。

また、農業委員会等に関する法律施行令第1条の3では、その区域面積が2万4,000haを超えるか、区域内の農地面積が7,000haを超える場合には、その市町村の区域を二つ以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができるということになってございまして。

栗原圏域でございますけれども、先ほど申しましたとおり区域面積は8万638ha、農地面積が1万8,785haということになります。

それから、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2では、定数の基準について区分に応じて20人以下、それから30人以下、40人以下に区分されるということになってございまして。

栗原地域につきましては、3番目の40人以下に区分されることになります。

次に3ページ、選挙以外の委員に関してでございます。

農業委員会等に関する法律第12条で規定されてございまして。

選挙による委員のほかには農業協同組合及び農業共済組合が、組合ごとに推薦する理事各1名、それから議会が推薦する学識経験を有する者5名以内ということで委員を選任しなければならないということになってございまして。

選挙区に関しては、農業委員会等に関する法律第10条の2第1項で、選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙するということが規定されてございまして。

第2項では、特に必要があると認めるときは、条例で農業委員会の区域を分けて、二以上の選挙区を設けることができるとされてございまして。

選挙区の基準につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第5条の方で、選挙区の区域内の農地面積が500ha以上になるか、または基準農業者数が600人以上となるようにしなければならないというふうに規程されてございまして。

それから、任期につきましては、農業委員会等に関する法律第15条に規定されており、3年ということ規定されてございます。

それから、4ページでございます。

市町村の合併の特例に関する法律第8条ということで、農業委員会の委員の任期等に関する特例を載せております。新たに設置される市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲の定数で、合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間ということが規定されております。

5ページの資料でございます。

新設合併の場合、一つの農業委員会を置く場合と、区域を分けて二つ以上の農業委員会を置く場合の2パターンにして載せてございます。

調整案の内容からいたしますと、合併時には区域を分けて二以上の農業委員会を置く場合の旧町村に置かれた区域を区域とする一番下のパターンになります。根拠法令といたしましては、農業委員会等に関する法律第34条によるものでございます。平成17年7月20日からは一番上の例により一つの農業委員会とし、原則に基づき40人以内の定数で、選挙により委員を置くこととなります。その際、合併時に〇〇市、市の名前が決まっておりませんので、〇〇市何々農業委員会という形で、旧町村単位の農業委員会が設置されることとなります。その任期につきましては、平成17年7月19日と定めることにより、7月20日以降一つになる農業委員会の選挙による委員は、一般選挙により30日以内の選挙が行われるということになります。それによりまして、一つに移行する際は、空白期間ができないということの考えでございます。

それから6ページ目について、参考として費用比較を載せてございます。新市に一つの農業委員会を設置選挙による場合と、在任特例を適用した場合、それから従前の区域の町村の区域ごとに委員会を置く場合、それから新市に従前の区域と異なる区域に二つの農業委員会を置き、各委員会ごとに設置選挙を行う場合と、それから各委員ごとに在任特例を適用した場合の、それぞれの費用比較を載せております。

定数につきましては、設置選挙については40人、それから在任特例については一農業委員会当たり最大80人として推計しております。10年間の延べ人数で試算しております。

右欄の費用比較であります。類似の団体の例ということで、北上市の報酬を用いたもの、それから郡内最高額の町の報酬を用いて試算した額を載せてございます。

最終の7ページでございますけれども、こちらにつきましては参考といたしまして、先進地の調整方針を載せてございます。以上でございます。

- 議長 これも大切な協議事項でございます。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、ひとまず説明が終わりましたので、次に入りまして、後でまた若干事務局の勉強も兼ねまして質疑を受け付けいたしますので、説明だけ聞いていただきたいと思います。

#### 協議第17号 消防団の取扱いについて

- 議長 それでは、協議第17号 消防団の取扱いについての説明を求めます。

- 濁沼事務局次長 それでは、協議第17号の説明をさせていただきます。

協議第17号

## 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

消防団の取扱いについて①としまして、関係町村の団員については、新市に引き継ぐものとする。

二つ目としまして、消防団については、組織等の調整を含め、合併時に統合するという内容であります。

それでは1ページ目をお開きいただきたいと思います。

1ページは、総務専門部会、消防分科会で意見調整されました内容とその参考事項であります。参考事項内容ですが、現在の10町村の消防団にかかわります協議項目等を記載しております。

一番上の項目1は、関係町村が条例上で定めております消防団員の定数と現有数、組織階級ごとの団員数であります。10町村の合計団員数は一番左側、(現有団員数)は2,053名、団員定数は2,280名となっております。充足率は90%となっております。項目には、各町村の現有分団数であり、郡内で52の分団が組織されております。分団数の一番多い町村は、若柳町、栗駒町、鶯沢町の7分団となっております。

項目3は、組織階級ごとの団員に対する年額報酬の内訳であります。団長報酬の一番高い町は若柳町の12万9,500円、低い町は鶯沢町の7万5,400円であります。高清水町、一迫町、瀬峰町、花山村の4町村は、一般団員に対しまして年額報酬はなしとなっております。

項目4は、火災時や風水被害時の出動手当等を町村比較したものであります。

その他手当としての機械整備手当については築館町ほか4町が支給されておりますが、その金額につきましては大きなばらつきが生じております。

項目5は、自動ポンプ車等の消防機材設備の状況やその台数等であります。

2ページをお開きいただきます。

2ページの項目6は消防団員の設備等を比較したものであり、項目7は団員の入団資格、項目8は組織階級ごとの定年に係る年齢制限等を表したものであります。

下段は、消防組織法の関係条項を抜粋したものであります。

3ページをお開きいただきます。

3ページの参考資料は、現在考えられます新市における消防の組織の仮の編成図であります。あくまで参考資料としてご覧をいただきたいというふうに思います。

既存10町村の消防団を地区団と組織替えし、その組織からの分団及び各班も含め、組織そのものを新市消防団に組織移行する考え方であり、以上で説明を終わります。

○議長 この協議第17号についても、以上で説明を終わります。また後で若干質疑を承ります。

## 協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて

○議長 次に、協議第18号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについての協議議題の説明をいたさせます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第18号 町村立学校(園)の通学区域についてご説明をさせてい

たきます。

調整内容は、通学区域については、当面現行のとおりとするが、児童生徒数の動向等を踏まえ、新市において検討を行うものという内容であります。

1 ページをお開きいただきます。

1 ページは、学校教育専門部会、分科会で意見調整されました内容とその参考事項であります。

参考事項内容ですが、現在の10町村の中学校、小学校、幼稚園にかかわります学校名及び幼稚園名、それぞれの通学・通園区域を比較表示しております。

中学校は各町村に1校ずつ、小学校は10町村で29校となっております。

築館中学校及び宮野小学校の分校は栗原中央病院分校であります。分校を含まない小学校の多い町は、栗駒町の6校、若柳町・金成町の5校、築館町・一迫町の4校となっております。また、幼稚園は全町で22園の設置となっており、一番数の多い町は栗駒町の6園となっております。

項目4は、関係する学校教育法施行令の抜粋であり、右側は他の協議会の調整例であります。

2 ページ目をお開きいただきます。

2 ページは、小学校別29校の学級数及び児童数を表したものであります。児童数が10人未満となっております学級は、栗原中央病院分校、耕英分校を除きましても15校の41学級となっております。また、児童数の減少により複式となっております学級は、富野小学校の二つの学年、大目小学校の四つの学年、栗駒小学校耕英分校の二つの学年、合わせて八つの学年、34名となっております。学年児童数の一番多い学年は、若柳小学校1学年の84名、続いて築館小学校1学年の78名となっております。

3 ページをお開きいただきます。

3 ページは、小学校別の全体学級数と児童数を表したものであります。

学校全体で50名未満の児童数となっております小学校は、富野、大目、萩野第二小学校及び耕英分校の4校となっております。

下段は、中学校の学級数及び生徒数を表したものであります。

生徒数が10人未満となっております学級は、花山中学校の1学年、2学年の7名となっております。

項目4は、郡内各町村の幼稚園ごとの園児数をあらわしたものであります。

3歳児教育を行っている町村は、志波姫町、花山村の2町村であり、築館町・若柳町・金成町の3町は5歳児教育のみとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 協議第18号 町村立学校（園）の通学区域の取扱いについての説明を終わります。

### 協議第19号 消防防災関係事業について

○議長 続いて、協議第19号 消防防災関係事業についての協議議題の内容の説明をいたさせます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第19号 消防防災関係事業についてご説明いたします。

消防防災関係事業につきましては①といたしまして、災害対策本部については、防災又は災害時に果たす役割は大きく、新市移行までに調整するものとする。

二つ目といたしまして、防災計画については、現行の防災計画を基本とし、新市において速やかに策定するものとする。災害対策基準等（行動マニュアル）につきましては、新市移行までに作成し、災害時等支障のないように対応するものとする。

三つ目といたしまして、自主防災組織については、合併時までに調整する。

四つ目といたしまして、防災行政無線については、合併後にシステムを統合する。未設置地域については、速やかに設置する方向で調整するという内容であります。

それでは、1ページをお開きいただきます。

1ページの参考事項内容であります。現在の10町村の消防防災関係事業に係る協議項目等を比較、記載してあります。

項目1は各町村の条例上の災害対策本部の設置状況であり、項目2は町村防災計画の制定状況であります。

項目3は、自主防災組織としての婦人防火クラブ等の組織状況であります。特に婦人防火クラブにつきましては、10町村すべてで組織されており、総クラブ数は141クラブ、会員数は6,890人を数えております。会員数の多いクラブは若柳町の1,810名であり、続いて一迫町の1,519名となっております。

項目4は、防災行政無線の設置状況であり、金成町、志波姫町を除く8町村で基地局が開設され、その子局は合わせて285局となっております。子局数の多いのが74局の栗駒町、少ないのが高清水町の13局となっております。子局に加え、個別受信機等を設置しております町村は、築館町ほか4町村であり、合計台数は819台となっております。また、移動系防災基地局は10町村すべてで持っており、総移動局数は136局となっております。

一番下の欄は、防災行政無線にかかわります町村職員の無線免許の有資格状況であり、特殊無線技士は8人、第二種陸上特殊無線技士は74名の職員が資格を有しております。

定時チャイムは設置町村8町村すべてで対応しており、放送時間等は表記のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 協議第19号 消防防止関係事業についての説明を終わります。

#### 協議第20号 建設関係事業について

○議長 続いて、協議第20号 建設関係事業についての協議議題の内容の説明を求めます。

○千葉事務局次長 協議第20号

#### 建設関係事業について

建設関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整案でございます。

①といたしまして、町村道については、市道として新市に引き継ぎ、合併後の市道認定基準については、新市において統一する。

②各町村が実施してきた維持工事等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、その後統一

した基準により進めるものとする。

③といたしまして、道路、河川及び公園の維持管理については、新市において委託等も含めた方向で検討するものとする。

④除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行どおりとし、新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効果的に実施するものとする。

⑤道路占用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

⑥急傾斜対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

⑦住宅使用料、住宅内駐車料金共に、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑧新市における新規入居者に係る資格要件については、合併時までに統一する。

⑨公営住宅の老朽化に伴う改善・改修及び建替えの維持保全計画（ストック活用計画）については、新市において策定する。

⑩公営住宅に係る新規事業については、新市において推進する。

という調整案でございます。

資料の方を説明させていただきます。

1 ページ目でございます。

建設部会、建設分科会の調整案、それから参考事項ということで載せてございます。

町道につきましては、各町村1級町道、2級町道、その他、合計ということで、路線数と実延長、改良率、舗装率を載せてございます。

橋梁数及び延長ということで、各町村の現況でございます。認定基準についても各町村の現況でございますが、各町村で差異があるため、合併後新市において調整、統一するとしたものでございます。

道路占用料につきましては、別表ということで、この後3ページになりますが載せてございます。これにつきましては、各町村同じでございますので、新市に引き継ぐとしたものでございます。

それから、道路や橋などの維持工事については、各町村取扱いに差があるため当分の間継続するものとし、その後基準を統一するというで造成したものでございます。

それから、道路の路面補修や道路排水等の維持管理につきましても、各町村に差異があるため当分の間継続とし、その後基準を統一するとしたものでございます。

それから、急傾斜対策事業でございますが、各町村実施済、それから未実施の箇所があり、新市においても実施していくとしたものでございます。

それから2ページ目でございます。

河川愛護ということで載せてございます。

河川愛護につきましても管理形態に差がありますので、新市において委託も含めて検討するとしたものでございます。各町村河川愛護会やあるいは行政区への委託等、さまざまな形態でございます。

それから、除雪、融雪事業でございます。基準、除雪路線、それから体制に差がありますが、地域的な違いがあるため、現行どおり引き継ぐものとするという調整でございます。

ただし、新市移行後は基準統一の上、地域に合わせた実施計画を作成していくとしたものでございます。

それから、公園につきましても管理形態に差があり、新市移行後、委託を含めて検討するとしたもの

でございます。

それから一番下には先進事例ということで載せてございます。

それから、3ページ目でございます。

こちら、道路の占用料となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり各町村同じでございますので、この内容で新市に引き継ぐとしたものでございます。

それから4ページになります。

公営住宅の関係でございます。

公営住宅の団地数及び戸数、それから家賃の算定方式、駐車料金、入居資格の基準、町村立地係数それから利便性係数、住宅建設計画、ストック活用計画の各町村の現況を載せてございます。

3番目の駐車料金でございますが、これも各町村差があるんですが、現在入所している方もあるため当分の間現行どおりとした調整内容となっております。

また、入居資格の基準につきましては、各町村で差異がございますので、新市において新入居者に係る基準につきまして、合併時まで統一するとしてございます。

それから、住宅の老朽化に伴う改善改修及び建て替えの維持保全計画、ストック計画と呼ばれるものでございますけれども、新市移行後に策定するというところで調整してございます。

それから一番下の参考欄には、家賃の算定方法を載せてございます。家賃の算定基礎額に町村立地係数、それから規模係数、経過年数係数、利便性係数を乗じて家賃を出すことになっております。

それから、最終の5ページでございます。

各町村の団地ごとの家賃月額を載せてございます。やはり建築年次、床面積等に差があるため当分の間現行どおりとし、随時調整を図っていくという調整案にしたものでございます。以上でございます。

○議長 建設関係事業について、これもいろいろとご意見等があると思いますが、ひとまず説明を終わらせていただきます。

## 協議第21号 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）について

○議長 続いて、協議第21号 新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）についての協議内容の説明をいたさせます。

○二階堂事務局次長 それでは、協議第21号についてご説明をいたします。

協議第21号

新市建設計画（第1章序論 第2章新市の概況）について

新市建設計画（第1章序論、第2章新市の概況）について、別紙のとおり提案する。

平成15年10月9日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

めくっていただきまして、次が新市建設計画の案、表紙ということですが、その前に18ページをご覧くださいと思います。

この新市建設計画を提案する前に、前にご協議をいただき決定いただきました栗原地域まちづくり検討委員会を組織いたしまして、9月12日にこの第1章、第2章について検討をいただきました。その委員会の提言、意見、要望等をまとめたものがこの参考資料でございます。



左側が提言、意見、要望等でございまして、それらの提言等に対して、右の表のとおり対応したといったことで経過をまずご報告をいたします。

こういった協議を重ねてまいりまして、前に戻りますが、本日第1章、第2章を提案するものでございます。

それでは2枚目をめくっていただきまして、目次がございます。

これも先にご承認をいただきました新市建設計画の策定基本方針の中で、構成を認めていただいた訳ですが、第1章が序論、第2章が新市の概況、第3章から第6章までという構成になっている訳ですが、本日はこの第1章、第2章についての提案ということになる訳でございます。

それでは、資料の1ページでございます。

第1章序論でございます。まず、はじめにということで導入の部分がございます。

最初の方は現在の栗原の様子ということで、栗原地域はという、栗駒山なり金成耕土、迫川、伊豆沼、内沼といった自然環境に恵まれた地域だということで記載をしてございます。

なお、ここで迫川、二迫川、三迫川という川の名称がございますが、一迫川があるのかないのかといったことでいろいろな議論があったわけですが、法的に河川の指定に関する資料等を調べた結果、大正3年には確かに宮城県告示で一迫川というものがあったそうでございます。その上流が旧一迫村といったことで指定になってございました。これが昭和40年の政令43号で迫川となりまして、上流の一番端が花山村ということになったようでございます。その後、昭和42年の改正で「迫川（一迫川）を含む」というものに改められたそうでございます。よって、ここの記載は迫川と二迫川、三迫川と三つの名前で記載をしたという経過がございます。

中段ですが、しかし以降につきましては、将来構想の中でも示しました現代の栗原地域の課題ということで記載をしてございます。

その下、またからは広域的な課題ということで、合併後を想定をいたしますと、東に登米地域、南に大崎地域、北には岩手県の一関地域と、そういった自治体の配置になることが想定されるわけですが、そういった他の地域との地域間競争というものもありますが、それ以上に防災対策なり観光ルートの開発、こういった地域間の連携を図りながら、この宮城県の北玄関としての役割、課題も担っているというような記載をしてございます。

これらの問題を解決するために、この町村合併が有効な手段だというふうに捉えるということで、この建設計画、マスタープランを作成をしていくという導入部分でございます。

その下の方は、1として合併の必要性がございます。これは、将来構想でも作成いたしました必要性をまとめたものでございます。

(1)が地方分権の推進、次のページにまいりまして(2)が少子高齢化社会への対応、(3)が多様化・高度化する住民ニーズへの対応、(4)が行財政基盤の強化といったことからの合併の必要性ということでまとめてございます。

3ページが新市建設計画策定の方針でございます。これは第2回の協議会でご承認をいただきました策定に当たっての基本方針をまとめたものでございます。

4ページが、第2章新市の概況でございます。

ここからは、将来構想の際は各町村の数字等が入っていた訳ですが、第2章については新市の概況と

ということで、数字、グラフ等は10町村の合計の数字、グラフ等になっているということで、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

最初の1番目の位置・土地利用状況につきましては、宮城県の中での新市の位置として地図を載せてございます。その下には表がございまして、新市の人口、面積、農業粗生産額等が、一目で分かるように表したものでございます。県内第何位、そして県内の何%を占めるかという数字を括弧書きで示してございます。一番下のグラフが地目別の構成比でございます。これらのものを地図の右側に総面積なり地目別の面積等を文章であらわしたのが、最初の位置・土地利用状況の記載でございます。

5ページが気候・歴史でございます。

最初に、気候の特徴について記載してございます。気温、降水量、積雪深、こういったもので気候の特徴を記載いたしました。

その下が歴史でございます。新市の歴史ということでまとめてございます。この内容につきましては、栗原地域の広域市町村圏計画の中から引用させていただいたという内容のものでございます。

その下が栗原地域の変遷ということで、これは将来構想にもございました、各町村ごとのこれまでの変遷を記載してございます。この変遷につきましては旧町村名を使わずには記載できませんので、旧町村名を使つての記載ということになってございます。

6ページ、7ページがその図式化したものという内容でございます。

続いて、8ページでございます。8ページが人口・世帯数でございます。新市としての人口・世帯数ということです。人口の推移につきましてはコーホート要因法による人口の推移ということで示してございます。

その下が栗原全体の世帯数の推移と、さらに一番下は年齢別の構成比ということで示してございます。文章的には将来構想のまとめたもの、簡潔にまとめた表現の仕方ということで記載をしてございます。

9ページが産業についてでございます。

(1)が就業人口でございまして、栗原全体の就業人口、さらには宮城県全体と比較してのその割合ということで記載をしてございます。

(2)が農業でございます。栗原の農業の特徴を書いておりますし、さらには農業粗生産額、農家戸数等を記載いたしまして、農業粗生産額につきましては宮城県の中での栗原の割合ということで、ドーナツ型の円グラフであらわしてございます。参考に仙台市、大崎地域、登米地域といったところもドーナツの中に入れてございます。

次の10ページが工業の部分でございます。工業につきましても全体の数字ということで、事業所数なり製造品出荷額についての記載でございます。円グラフも同じようなことで他地域ごとの比較も含めながら、県全体の割合を出しているというものでございます。

(4)商業でございまして、ここも商店数、従業者数、年間販売額、こういった数字について表で示してございますし、年間商品販売額につきましてはドーナツグラフでもって新市の宮城県全体の中での割合というものを示してございます。

11ページが交通基盤でございます。

これは将来構想にもございました現状としての栗原地域の交通基盤ということで、高速交通網なり国

道、JR東北本線、くりはら田園鉄道、こういったものが地域の交通基盤だということで、地図も表しながら記載をしたところでございます。

12ページ以降でございますが、ここは公共的施設ということで、将来構想にはございませんでしたが、将来構想の際には各町村ごとの施設の一覧表といったもので表しておいたわけですけれども、今回はこの各施設を六つの分類に分けて地図に落とし、プロットしたといったものでございます。最初のページが役場、病院、消防署、警察署等と次のページが教育施設、14ページが高齢者・障害者福祉施設、15ページが保健・児童福祉施設、16ページが産業観光施設、17ページがスポーツ・文化施設・コミュニティー施設ということで各施設を地図にプロットしたものでございます。このプロットしたもう一つの考え方もございまして、第5章に広域的施設の適正配置という章がございます。その章での参考とするためにも、第1章でこの公共的施設の現状について図面に落としおいた方が見やすいのではないかとといった理由から、こういったものを作成したものです。

なお、施設によっては住民が利用する施設ということから、町営、公営のものだけではなく、国、県、さらには民間施設のものもこの図面に落とししているといったものもございまして。そういった内容でこの地図を作成をしたというものでございます。

以上が、第1章、第2章の提案でございます。

○議長 協議第21号 新市建設計画についての説明が終わりました。

以上で、本日提案いたします協議第16号から第21号までの説明が終わりました。

ここで、先ほど申し上げましたように、これは次回の協議会で詳細に検討を願う訳でございますが、それでも何か今のうちに、若干でございますが聞いておきたい、質問しておきたいというのがありましたら、ここで質問を受けていきたいと思っております。武田さん。

○武田正道委員 高清水町の武田です。

可能であれば、別に特に記録にはとどめなくて結構です。

ここで申し上げることでもないと思っておりますけれども、いつもその他になると業務連絡等ざわざわと何かあやふやになってしまいますので、事務局さんに一つお願いです。

先ほどありましたけれども、金成町の委員さんからの質問というかご説明がありまして、事務局さんもそのとおりですというお答えでしたけれども、我々も法律とかそういうのは割と素人ですので、当初からあのような説明があれば簡単に納得いくことが、何度も繰り返し質問された後にやっと出てくるのではちょっとやはり時間とかそういうのに問題もありますので、事務局さんの答弁の方法も委員の方々も別に詰問している訳でもございませんので、だんだん事務局さんも顔がきつくなってきて、怒っていないですよ、事務局さんね。だから、和やかに分かりやすく一発でみんながそうか、そうなんだと簡単な答えが出ることは、できるだけそのようにしていただきたいと要望です。特に記録していただく必要はありません。以上です。

○議長 ありがとうございます。そのように事務局の方で勉強して答弁してください。千葉委員。

○千葉伍郎委員 協議第16号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、何点か質問をさせていただきます。

先ほど説明があったんですが、総じて農業委員会の委員の取扱いについて、おおらかに取扱いをしてるように見えてなりません。例えば、選挙委員の定数についても40人とすると、40人の根拠がさ

っぱり分からない。今これから議員定数の問題で（「40人以内」の声）、待ってください、今質問ですから。この根拠は全然わからない。そうすると恐らく、質問1回2回やっただけで、それでいいですかという話になって、この次は通る可能性が十分出てきます。

そこで、それとの関連で、この下の方に委員の定数及び選挙区の設置については、附属機関に付託をし、協議会で決定すると、こうなっています。この組織図を見ますと、農業委員会のものを付託をする附属機関というのは何なんでしょう。この組織図から見ると、ないのではないのでしょうか。住民の代表も入れた農業委員会と議会の議員の定数問題と同じように農業委員会の委員のあるべき姿について、やっぱり私はきちっと小委員会に付託をし、例えば議員の定数と同じ委員会だっていいと思うんです。そこに付託をしてやっぱり議論をしないと、何か附属機関が別にどうということだか分かりませんがそういうものがどこかであって、議会とは違った形で出てくるのかなと。これは私は、議会の方が後になってきますから、農業委員会が先走って40の定数を決めていくということで、私は議員の定数と農業委員会の定数というのは密接不可分の関係がありますので、なぜ農業委員会が40でなくてはならないのかという議論など、やっぱりもう少し議論のしやすい場所、あるいは学識経験者の方々も入ってもらって、私としてはどこかの小委員会に付託をしていただいて、同時審議をしていただきたいなど。この次一発で決めるのなんていう話ではなくて、私はそうしてほしい。以上です。

○議長 わかりました。

これ、事務局の方から説明しますか。今のところ、簡単にでいいから。また後で協議はしますが。後で協議はしますが、今のことの概略といいますか、納得いくまで論議しないで、そのことに答弁させますから。

○千葉伍郎委員 今までの例だと、検討させてくださいと、持ち帰りますと、検討した結果提案どおりでありますというのが大体、答えが出てきますので、私はそういう議論をね、小委員会をつくってやるんだという議論をやっぱりしてほしいですよ。議員の扱いと同じですから。農業委員会の姿というのは私は必ずしも熟読しておりませんから、そういう今出された内容からしますと、やはり私はもう少しこの50人の見方の中でいきますと結構でしょうけれども、やはり小委員会で少し時間をかけて議論をするというのが必要ではないでしょうか。

○議長 はい、分かりました。そのことを今事務局から簡単に、それでは答弁してください。附属機関の意味。

○濁沼事務局次長 では、お答えをいたします。

一つは、先ほど委員数が40人と極めて限定したお話ですけれども、これは40人以内という提案をさせていただいています。なぜ40人以内かという部分は、これは新市に一つの農業委員会を置く場合、10人以上40人未満という部分で定めがあります。この部分の40人以内という部分を選択しました。これはあくまで最大40人以内という部分です。内数の部分であります。

それから、小委員会の関係ですが、これは附属機関の関係で提案をさせていただきました。これは、合併協議会規約第12条に附属機関という部分で「協議会は特定事項を調査するため、附属機関を置くことができる」と。「附属機関の組織及び運営その他必要な事項については会長が定める」という部分で、この第12条に基づいて附属機関に付託し、協議会で検討するという内容で提案をさせていただいたわけです。（「もっと具体的に中身」の声）

今の小委員会を設置して云々というお話があったんですが、これは全体協議会の中で検討すれば一番いいかと思うんですが、やはりいろんな問題に係る部分については協議会で全体的に論ずるよりも、専門的に小委員会なり附属機関なりで検討を加えていくという部分があります。これはお分かりのように新市の名称、それから事務所の所在、会長が冒頭言ったように、議員の身分については小委員会を既に組織をいたしました。この農業委員会の部分については小委員会ではなくて、これは附属機関を設置した方がいいだろうという部分であります。

小委員会と附属機関の違いについては、小委員会については委員構成は協議会の委員の中からであります。附属機関については、これは委員の中からという部分に限定をしておりません。必要な委員の数については会長が委嘱するという部分でありますから、この違いが附属機関と小委員会の違いであります。農業委員会の問題については、小委員会ではなくて附属機関で付託をし、検討を加えていくという部分であります。

○千葉伍郎委員 分かりましたけれども、附属機関で考えているというのはどういう方々がどうするんですかということがないので、分かりづらいですよ。先ほど来言っているように、今、議員の定数や農業委員会の問題というのは直接関係するものですから、今いったように附属機関を設けることができる、ではやるんだけれども、ではどういう考え方を今現在、附属機関の構成を考えているんですかと。これの中に農業委員会の本人の方々とか、農業委員会を実務しているの方々が入って議論したって、これはだめですよ、こういう問題は。言いたくないけれども、そこまで言った附属機関でしたら余り意味ないですよ。住民も入れてここの中で議論するなら議論していただきたい。1日ぐらいとってもいいですから。そういう視点でこの問題を解決しないとだめなんですよ、やはり。

○議長 ちょっとお待ちくださいね。では、もう一遍、武田さんの意見も聞いてから。どうぞ。

○武田正道委員 この問題についてですけれども、これはきょうは提案ですから、やはり次回協議の場で協議すべきだと思います。その時点でもし小委員会の設立等ご意見があれば発言されてはいかがかと思えます。

○議長 それでは附属機関の、今までいろいろと幹事会、それから事務局、それから町村長会議でいろいろと話し合いをした経過について説明をさせてください。

まず、この附属機関については、議員の定数の問題と関連いたします。確かに議員の定数を決めてからでもいいのではないかとといったような意見もありました。しかし、これも農業委員の方々からすれば、やはり早く農業委員の定数も決めるべきであるというふうな強い要請もあったようでございます。そういうことからいたしまして、まずこの附属機関については、議員の定数については議員の皆さん方も入って、いろいろと議員の定数も小委員会で論議する機関になっております。そういうことからすれば、やはり農業委員会の会長の方々の意見も多少入れてもいいのではないかとしたことからして、農業委員の会長の方々から5名、それからこの協議会の委員の中から10名、15名でもって附属機関を設けて論議してはどうかといったような話し合いの内容が出ております。このような附属機関を作ってはどうかといったような内容でありました。

以上、附属機関の内容について申し上げました。事務局の方で遠慮したようですから会長から申し上げます。

そのほか。はい佐藤さん。

○佐藤利郎委員 花山村の佐藤です。

これをちょっと聞きたいんですけども、消防関係なんですけど、今団員でないとちょっと分からないんですけど、報酬なしと今書いていますけれども、たしか年報酬があるんだと思うんですけど、確認方だけお願いします。以上です。

○議長 花山村も団員に対する報酬、もう一度検討してください。

それではこれ、担当課長で協議をした内容なんでございますが、その中ではないということになっていますが、再度検討、調査をさせます。（「あるはずですけども、一応。お願いいたします。」の声）そうですか。それでは、事務局の方で再度検討してください。

そのほか。佐々木さん。

○佐々木幸男委員 瀬峰町の佐々木でございます。

協議第21号の件でお聞きしたいと思いますが、先ほど栗原地域まちづくり検討委員会の方からご提言があったんですが、第1章は物足りないよというふうなご提言でありますけど、きょう示された第1章序論の関係でありますけど、私本当に物足りないなというふうに感じておるんです。

1ページなんですけど、この合併はいずれ栗原10カ町村が合併するわけですよ。そういった中で、この前段の方は栗原地域の概況をまとめたというふうには私は思っておるんですけど、その中で迫川、二迫川、三迫川を必要としたというふうなことで載っておるんですけど、瀬峰町、高清水町は水系がまるっきり違うわけですよ。これは、序論といえどもこの新市計画のまず初めに來る問題でありますから、そこに水系は当然私は載せるべきだと。やはり命の源である水でありますから、これは大事な問題であるというふうには思うんですけど、その点はなぜ載せないのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 そのことは分かりますか。

○二階堂事務局次長 迫川、二迫川、三迫川以外にもたくさんの河川があるわけでございますけど、導入というところで代表的な河川ということで迫川、二迫川、三迫川とさせていただきます。

なお、5ページの歴史のところに行きますと、迫川以外に「長崎川、小山田川などたくさんの川が」というような表現にさせていただいております。

○議長 どうぞ。

○佐々木幸男委員 今言ったように、新市計画の序論であります。これは、やはりページを開けば一番先に出てくるのが序論でありますから、その中に10カ町村が合併して栗原、どういう市になるか分かりませんが、その市の地域の概況を載せている部分ですよ。そういった中で、迫川水系ではまるっきり私ども地域が違う水系でありますから、当然私は載せるべきだと。何かいかにも序論から周辺地域のような感じがする訳です。そういったことのないように、少し序論でこの水系はやはり先ほども申し上げましたように命の源でありますから、字句を折り込んでいただければなというふうには思っております。

○議長 それでは、ご意見ありがとうございました。

これらは事務局に検討させて、挿入するような方向で検討させてまいります。ではこれは事務局、検討してくださいね。（「はい」の声）

それでは、あとこれはまた次回の協議会で詳細に検討してまいります。

いろいろと質問がございました。このことについて事務局で…（「はい」の声）では、一つだけ。

○高橋光治委員 金成町の高橋です。

協議第16号の農業委員会の関係で、ちょっと確認させてください。

農業委員のこの提案の定数・任期の関係であります、40人以内とする定数の内容は、調整方向の1ページにあります現在数107名という選挙委員の定数というとらえ方でよろしいのかどうか。

それから、そうしますと法12条の1、12条の2の委員の関係はどのように理解すればよろしいのかお尋ねをしますし、郡内には農林水産省の省令で定める組合、協同組合法の組合と、それから共済組合法の組合は現在の段階では1団体ずつという確認でよろしいのかどうか。この点をお尋ねをします。

2点目ですが、これは協議第21号の方であります、新市建設計画の内容の10ページなのであります、産業その他農業の項目の図でありますけれども、前ページの人口その他の世帯数の推計については平成17年とか32年という数字が出ながら、産業構造では平成12年の国勢調査、農業の12年、それから11年の商業統計となっております、これしか現在ないのであるまいでしょうか。平成11年や12年の統計しか。国勢調査を基本にしたというのは前のときにちょっと聞いたことがあるんですが、平成17年に向かっていく合併にしては、平成11年や12年の統計というのは相当寂しいような気がするんですが、いかがでありますか。2点お伺いします。

○議長 どうしますか、今回回答できますか。回答できなければ、次回までに勉強させますから。いいですか。

○二階堂事務局次長 それでは建設計画の方、データですが、現在統計で示されているデータがこの平成12年、11年が最新版ということでございます。そういったことで将来構想も平成11年、12年を使ってきたという経過がございます。

○議長 それでは次、農業委員定数。

○千葉事務局次長 農業委員の定数の関係でございますけれども、調整案の40人以内としたものにつきましては、選挙による委員の定数でございます。したがって、12条で申し上げております選挙による委員以外の委員さんは入ってございません。

それで、12条の関係につきましては、農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事1名ずつと、それから議会が推薦した学識委員5名以内ということで、最大7名がプラスという考え方でございます。

○議長 はい、高橋委員。

○高橋光治委員 そうしますと、協議第16号の関係ですが、先ほど言いましたように現在107名が40人ということに理解をさせていただきました。

それから12条の1の20人と、それから12条2の50人というのはなくなって、今後は1個ずつということの確認をちょっとしなかったんですが、栗っこ農業協同組合しか多分ないだろうと思いますからそこから1名、栗原共済から1名という捉え方の1号委員と、それから新市になればその他5名の2号委員という7名というとらえ方でよろしいのかどうか。この点だけ確認させてください。

○千葉事務局次長 2号委員につきましては最大5名ということでございますので、これら最大で7名という考え方でよろしいかと思えます。（「はい、了解しました」の声）

○議長 それでは、この協議議題の協議事項については以上で終わります、次回第6回の協議会の際に詳細検討してまいります。

## 7. その他

○議長 それではその他に入ります。その他、事務局説明してください。

○濁沼事務局次長 それでは、その他の部分を説明をさせていただきます。

初めは、新市の事務所の位置等検討小委員会の委員構成であります。

これは、前の協議会でお示ししたとおり、このように議会議員さん、2号委員さんが10名、それから学識経験委員さんが10名という構成になりました。

委員長さんについては、築館町の議長さんの鈴木さん、それから副委員長といたしましては金成町の飯田さんに決定をいたしました。

それで、裏をちょっと見ていただきたいんですが、これからの委員会のスケジュールであります。これは9月19日に小委員会を設置しまして、第1回目の委員会を10月5日、日曜日に既に開催をいたしました。

第2回目の次回の委員会については、10月15日、金曜日夜7時から開催をすることにいたしました。その後3回、4回と、これは予定でありますけれども委員会を重ねまして、意見方向が集約されてきて、小委員長から協議会長に報告を受け、第8回、11月27日の協議会にその内容を報告する予定で、こういうスケジュールで新市の事務所の位置等検討委員会が委員会を予定しております。

次に、議会議員の定数の関係であります。

この部分につきましても、9月19日に設置をいたしまして、これは2号議員さんとして各町村の議員さん方10名、それから3号議員として学識経験の委員さん10名ということで、委員長さんは若柳町の高橋さん、それから副委員長としましては志波姫町の白鳥さんに決定をいたしました。

裏の方を見ていただきたいと思います。

議会議員のこれからの小委員会のスケジュールであります。これは、先ほどの新市の事務所と同じように、10月5日に第1回目の委員会を開催をいたしました。これからの日程であります。10月24日に第2回目の委員会を開催をいたします。予定からいいますと11月に3回、4回の委員会を重ねまして、最終的には12月11日に開催されます第9回の協議会に、この内容をご報告をしたいというふうに考えております。

このような日程で、ただいま二つの小委員会が開催、協議継続中でありまして。以上であります。

○議長 ただいま報告いたしました小委員会の設置についてはよろしゅうございますね。（「はい」の声）そのほか、あとございますか。

それでは事務局その他。

○二階堂事務局次長 それでは皆さんに、まちづくり住民意向調査報告書速報（10月2日現在）という資料をお渡ししておるところでございますが、これにつきましてはご案内のとおり、新市計画策定に向けましての住民の意向を調査するというところで実施をしたものです。9月1日から9月12日まで行ったわけですが、1ページ目でございますが、6,901人の方を対象にいたしまして、93.4%という回収率でございました。

きょう、皆さんにお渡しをいたしましたのは、単純集計の部分でこのような結果が出ているというこ



とでの中間報告でございます。これはいずれクロス集計、分析等を含めまして現在進めておる訳ですが、10月30日の協議会にはその分析結果等も報告するというような予定でございます。現段階ではこのような状況だということでの中間報告でございます。

続いて、以前の協議会で電算システムの統合について承認をいただいた訳ですが、その後の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

8月23日の第3回の協議会におきまして、電算システムを統合するといった協議内容でもって承認をいただいたところでございますが、済みません、資料はお渡ししてございません。この電算システム等もシステムの統合なりネットワーク整備というのがかなりの日時を要するということから、事前に検討してきた部分もございます。それで、10町村では合併前ということもございまして、栗原地域情報化共同推進要綱という要綱を各町村に定めて、制定してもらいまして、共同で検討をしていくといったことで、これまで8月からワーキングチームを結成して、このシステム統合について検討をしてきたところでございます。

そういった中で、システムの中身は前にもお話しいたしましたが、住民記録系と、いわゆる住民基本台帳なり、税関係のシステム、そのほかに行政内部のシステムということで、財務会計とか文書管理のシステム、そういったものがある訳ですが、最初に住民記録系のシステムの検討を行ってまいりました。それでプロポーザルなりデモンストレーション、こういったものを各関係分科会の職員等を交えながら行ってまいりまして、一つは実績の評価、データ移行の安全性、統合作業による住民への影響、こういったものを考慮いたしまして、住民記録系につきましては、株式会社アイシーエス、本社が岩手県盛岡市で一関に事業所がある会社でございますが、この住民記録系につきましてはアイシーエスに決まったということでございます。

なお、今後内部情報系のシステムにつきましては、11月にプロポーザル、デモンストレーション等を行って、業者の決定をしていくという予定になってございます。以上でございます。

○議長 　ただいま報告がございました。この住民調査のことについてはまちづくり意向調査、このことについては後でまた、もっともっと詳しく分析したものをお渡しいたしますので、これ、よろしゅうございますね。（「はい」の声）

それから、今の各町村のいわゆるコンピューターといえますか、いろんな住民記録系についてはアイシーエスという会社に決まったということでございますのでご了承ください。

それでは、次。

○阿部事務局次長 　大変申し訳ございません。先ほど新市の事務所の位置と検討小委員会の設置についてということでご説明した中で、スケジュールがございまして、大変済みませんがちょっとお聞きいただきたいんですが、第2回の委員会、10月15日金曜日というふうに書いておりますけれども、こちら水曜日です。おわびして訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

引き続きご連絡でございます。

次回のスケジュールでございますが、次回第6回の栗原地域合併協議会につきましては、ご案内のとおり10月30日木曜日午後2時から、場所につきましては鶯沢町の振興センター、こちら役場の隣になります。また、案内文書の中に地図等をお入れしてお示ししたいと思っております。

それから、お手元の資料の一番最後の方でございます。新市の名称募集に係る中間報告ということ

で、9月20日から今月中まで新市名称を公募しております。きのう現在の応募状況につきまして、記載のとおりでございますので、参考までにご覧いただきたいと思います。

もう1点だけです。先進地視察の関係でございます。

11月11日、12日と香川県のさぬき市、委員さん21名の方ご参加いただくことになっておりますが、そのスケジュールにつきまして、この協議会が終わり次第、2階の会議室、ちょうどあそこになるんですが、黄色い扉を出まして2階の方に部屋をとっておりますので、そこで簡単に打ち合わせをしたいと思っておりますので、さぬき市、ご希望された委員さんにつきましてはぜひご出席いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　その他の事項は終わります。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

はい。大変ありがとうございました。

## 8. 閉 会

○議長　では、事務局。

○鈴木事務局長　それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○千葉副会長　第5回の合併協議会、きょうは午後の2時から始まった訳ですが、私が役場でいただいた日程表によりますと、2時から4時までには終わると書いてありました。それを気にしておったんですが、4時どころか30分ほど経過しておりまして、それだけ委員の皆さんには熱心にご討議をいただいた訳であります。

きょうの冒頭、協議第13号 地方税の取扱い(その1)について相当緊迫した場面がありました。これでは暗くなっても終わらないのではないかなと心配しておったんですが、その後からはとんとんと進みまして、さすがはここに集まった方々、大変寛大な気持ちとゆとりのある気持ちで参加していたんだなと思って、心から敬意を表する次第でございます。これからも次々と、毎月のようにこの協議会が開かれることになっておりまして、これからは本当の大きな問題にぶつかることになると思います。これからも私どもはさらに研修を深めまして、栗原郡をよくするためにこの協議会というものを成功させるように努力してまいりたいと思っております。

本日はどうもご苦勞さまでございました。

午後4時32分閉会